

短時間勤務服務規程

(総 則)

第1条 この規程は、就業規則第20条により勤務することを条件に採用された職員（以下、常勤職員）が、事情により一時的に就業規則第20条に規定する勤務を遂行することが出来なくなった際、その期間の勤務、服務について定めたものである。

(短時間職員の範囲)

第2条 短時間職員とは、常勤職員が一時的に短時間にて就労し、短時間対象期間終了後は、常勤職員として原職に復帰する職員を言う。

(短時間対象となる事由)

第3条 傷病（長期）欠勤ののち、医師により短時間勤務を勧告された職員。

- ② 公職につき、一定期間フル勤務を制限される職員。
- ③ 上記の他、理事長が特に必要と認めた職員。ただし、育児介護短時間勤務を希望する職員については、育児介護休業等に関する規則によるものとする。

(短時間申請の手続き)

第4条 短時間勤務を希望する職員は、原則として短時間勤務を開始しようとする日の前月10日までに、法人に申請するものとする。なお、短時間勤務開始日は1日とし、終了日は月末とする。

(勤務時間)

第5条 4週を通じ8休が確保できるよう、シフト表により勤務することとする。この場合、1週間の勤務時間は4週を通じて、1週あたり20時間以上40時間以下の勤務シフトを組むこととする。

(賃 金)

第6条 短時間職員の賃金（基本給および地域手当）については、定められた勤務時間数に比例して支給することとする。

- ② 賞与については、育児介護短時間勤務に基づき短時間勤務となる職員以外は、勤勉賞与は支給しない。

(期間の上限)

第7条 1年を上限とする。ただし、理事長の判断によりこの期間を延長する場合がある。

(プログラム)

第8条 短時間職員の就労計画作成にあたっては、本人の意向を配慮しながら、早期常勤復帰を目的に、出来るだけ勤務復帰が可能と

- なるような就労プログラムを策定することとする。
- ② 所属職員の就労計画の作成は、施設長等が作成し、短時間職員本人と協議決定することとし、施設長等以上の職員の就労計画の作成は、常務理事が作成し、短時間職員本人と協議決定することとする。
 - ③ 長期傷病休暇後の復帰にあたっては、主治医ならびに産業医の意見聴取を必須とする。

附則

- 1. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 3. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 4. この規程は、令和6年1月1日から施行する。